

研修の心得～教師力を高めるために～

大阪市教育センター

教員にとって研修とは

私たち教員は、かけがえない子どもの今、そして未来の成長に対して大きな責任を持ちます。子どもたちの「生きる力～確かな学力・豊かな心・健やかな体～」を育むために、教員は各校園での実践とともに、常に指導力を高めるために研修を行い、自己研さんを積まなくてはなりません。このことは、平成18年に改正された教育基本法第9条において、教員としての使命の自覚、研究と修養に励む必要性として明示されています。

教育基本法

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

研修を充実させるために

- ◆ 研修をより充実させるためには、自らを高め伸ばそうとする向上心が大切です。

次のPDCAサイクルに沿って取り組みましょう。



研修の留意点

- ◆ 「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（教育公務員特例法第二十一条）とあります。次のことに留意して研修に励んでください。

<姿勢>

- ・ 教育者・社会人として適切な服装で研修に臨んでください。
- ・ 無遅刻が原則ですので、時間にゆとりをもって到着するようにしてください。研修開始時刻を過ぎた場合は、名簿に到着時刻を書いてください。
- ・ 職員証を持参し、研修中は、必ず身に付けてください。

<手続き>

- ・ 受付で押印等をしてください。
- ・ 研修に関すること及び欠席については、管理職を通じて連絡してください。

<教育センターの利用>

- ・ 教育センターには駐輪場がありません。自転車で来所の際は必ず近隣の有料駐輪場で保管してください。
- ・ 教育センター内での飲食は、原則禁止です。
- ・ 教育センター内及び周辺は禁煙です。